

## 徳島県情報公開審査会答申第162号

### 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書公開請求

平成28年3月18日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「竹ヶ島再生事業に係る実施事業報告書（H27年度）」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成28年3月31日、実施機関は、本件請求に係る公文書を「H27環首 竹ヶ島海域公園 海・穴喰浦 自然再生業務（1）室戸阿南海岸国定公園 海部郡海陽町穴喰浦（第1分割） 成果報告書」（以下「本件公文書」という。）と特定し、条例第8条第1号に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

平成28年5月26日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

#### 4 諮問

平成28年6月23日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

県は、コンサルに委託契約した場合、事業報告書に費用の内訳を記載した積算表（以下「積算表」という。）及び領収書を添付するのは当たり前の行為でありながら、書類が無いのはおかしい。

なお、「領収書」とは、受託業者が県から委託された業務を遂行するに当たり支出した費用に対する領収書のことである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書等を要約すると、本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

##### 1 本件公文書に係る委託契約について

本件公文書に係る「H27環首 竹ヶ島海域公園 海・宍喰浦 自然再生業務(1)」の委託契約（以下「本件委託契約」という。）は、発注者（実施機関）及び受注者が本件委託契約の契約書に基づき、設計図書（図面・仕様書等）に従い契約を履行することを約定したものであり、受注者が業務を完了したとき以降の手順は次のとおりとなっている。

- (1) 受注者は、業務を完了したときは、その旨を委託業務完了報告書により発注者に通知する。
- (2) 発注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を行い、その結果を業務完了承認書により受注者に通知する。

なお、設計図書である特記仕様書に記載された主な業務内容は次のとおりである。

ア 設計協議

イ エダミドリイシの移植観察フィールドの運用計画作成

ウ 竹ヶ島海域公園自然再生協議会の開催

エ 報告書作成

- (3) 受注者は、検査に合格したときは報告書を発注者に引き渡す。
- (4) 発注者は、受注者に業務委託料を支払う。

##### 2 積算表及び領収書が添付されていない理由について

前記1(2)の検査に当たって、実施機関は、設計図書に記載された業務内容の実施状況（運用計画が作成されているか、協議会が開催されているか等）を前記1(2)エの報告書（本件公文書）により確認し、設計図書どおり適正に実施されているため委託業務の完了を承認しており、異議申立人が主張するような積算表及び領収書の添付を求めておらず、取得もしていない。

また、本件公文書については、個人の氏名及び印影を個人に関する情報として条例第8条第1号の規定により非公開とした以外は、すべて公開している。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件請求に係る公文書

本件公文書は、平成27年度に実施機関が〇〇（以下「受託業者」という。）に委託した本件委託契約に基づき、受託業者が実施機関に引き渡した成果物である報告書

であり、実施機関の職員が職務上取得し、組織的に用いるものとして当該実施機関が保有すべき公文書である。

## 2 本件処分の妥当性について

異議申立人は、実施機関が行った本件処分に対して、本件公文書に積算表及び領収書が添付されていないのはおかしい旨を主張するため、以下検証する。

通常、県の発注する業務委託契約においては、受託業者が当該契約に従い委託業務を実施し、業務が完了すれば県に対し業務完了報告を行い、県は、当該契約の内容どおり業務を実施していることを確認すれば委託料を支払うものであって、受託業者に対し積算表やそれを裏付ける領収書の提出を求めないのが通例となっている。

当審査会で本件公文書を見分したところ、設計図書に沿って受託業者が行った業務の内容が詳細に記載されていることが認められたが、異議申立人が主張するような積算表及び領収書はなく、また、本件委託契約の契約書中に積算表及び領収書の提出を求める規定も見当たらなかった。

したがって、実施機関は、本件委託契約に基づき適切に事務を行ったものであり、積算表及び領収書が本件公文書に添付されていないことに何ら不適切な点は認められず、実施機関の行った本件処分は妥当であると認められる。

## 3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成28年 6月23日	諮問
7月26日	実施機関から理由説明書を受理
11月17日	審議（第140回審査会）
12月12日	審議（第141回審査会）
平成29年 2月16日	審議（第142回審査会）
3月28日	異議申立人からの口頭意見陳述

	(第143回審査会)
5月18日	審議 (第144回審査会)
7月6日	審議 (第145回審査会)

徳島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	職業等	備考
上原 克之	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授	会長職務代理者
大道 晋	弁護士	会長
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	
益田 歩美	弁護士	
真鍋 恵美子	公認会計士, 税理士	